

8 佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

令和8年2月19日に実施した行政監査について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年3月2日

佐々町監査委員 北野 雄大
佐々町監査委員 長谷川 忠

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査

2. 監査の対象

①準公金の取扱いについて

(令和6年度中に取り扱った準公金のうち3つを抽出)

- (1) 佐々町スポーツ協会 (教育委員会)
- (2) 佐々町保健環境自治連合会 (保険環境課)
- (3) 佐々町イノシシ等防除対策協議会 (農林水産課)

②ふるさと納税業務に係る事務事業等について

(令和6年度中に受け入れたふるさと納税)

3. 監査の期間 令和8年2月19日 (木曜日)

4. 監査の方法

起案文書等の書類をもとに、入札、契約の内容や理由、業務の状況等についてヒアリングを実施した。

5. 監査の着眼点

- ①-1 現金、預金等の管理は適切か
- ①-2 経理事務に関する規程等は適切に整備されているか
- ①-3 収入・支出に関する手続きは適切か
- ①-4 決算・監査は適切に実施されているか
- ①-5 町職員が準公金を管理する必要性があるか
- ②-1 寄附募集の目的が明確に設定されているか
- ②-2 寄附の目標額を達成するために効率的、効果的な取組は行われているか
- ②-3 寄附の申込み及び返礼品の贈呈、税額控除等に関する事務は適正に行われているか
- ②-4 寄附募集等に必要な経費は、国の基準等に沿った適正なものであるか
- ②-5 寄附金は有効かつ適切に活用されているか

6. 監査の結果

事務処理について、法令や佐々町の条例規則に基づき適正に処理され、執行されていた。

準公金の取扱いについては、預金通帳や印鑑等は鍵付きのロッカーや出納室の金庫に保管し、収入の際には収入書や収入伺、支出の際には支出命令書や支出伺といった書類を作成し、きちんと決裁を受けていた。業者等への支払いは口座から直接振込みをするなどして、現金はなるべく取り扱わないようにしており、現金を取り扱う際には鍵付きのロッカー等で保管し、保管する期間が必要最小限の日数となるよう徹底されていた。また、決算や監査についても適切な時期に実施されていた。

ふるさと納税業務に係る事務事業等については、企画商工課が所管しており、令和6年度は約90,097,100円(令和5年度:56,009,000円)と寄附金の額が伸びている。返礼

品の調達や送料、ポータルサイト使用料等の事務手数料などの寄附募集に係る経費が、寄附額の50%以下となるよう国の基準が示されており、本町は49.6%と基準内に収めている。確定申告をしなくても寄附金控除を受けられるワンストップ特例については、寄附者の3～4割が申請しており、手続きの際にはダブルチェック体制をとり、間違いがないよう徹底されていた。

7. 指摘事項

特になし。

8. その他特記事項

対象① 準公金の取扱いについて

(1) 佐々町スポーツ協会（教育委員会）

現金等の取扱いに関する規程等は作成されていなかったため、異動等で担当者が代わっても同じ取扱いができるよう、今後規程等を作成する必要があると考える。

佐々町スポーツ協会の事務局を教育委員会が担っているため、準公金として取り扱う必要性はあると考えられるが、事務局の在り方について他市町の事例等を参考に検討されたい。

(2) 佐々町保健環境自治連合会（保険環境課）

佐々町スポーツ協会と同様に、現金等の取扱いに関する規程等が作成されていなかったため、今後規程等を作成する必要があると考える。

佐々町保健環境自治連合会は32町内会の町内会長が委員であるため、保険環境課が事務局を担っている。収入の一部である精霊流しの賽銭については、政教分離の観点から行政では取り扱うことができないため、本連合会で取り扱っている。今後、不正が起きることがないように、現金等の取扱いについては、引き続き2人以上で確認するなどの体制を徹底されたい。

(3) 佐々町イノシシ等防除対策協議会（農林水産課）

「佐々町イノシシ等防除対策協議会会計規程」が制定されており、会計事務の適正化が図られていた。

県とのやり取り等が必要な業務があるため、事務局は農林水産課が担う必要があると考えられる。今後も会計規程に則り、適正な事務遂行に努められたい。

対象② ふるさと納税業務に係る事務事業等について

ふるさと納税の窓口となるポータルサイトを増やすなど、寄附しやすい環境を整備することにより、寄附額が右肩上がりに伸びている。事務経費等が寄附額の50%以下となるよう、毎日推移をみるなどして、適正な事務に努められている。県内の自治体においては、基準の50%を超えてしまい、ふるさと納税事業を2年間停止しなければならない事態に陥っているところもある。このような事態にならないよう、引き続き適正な事務に努められたい。

本町には目立った特産品がないため、長崎県共通の返礼品等に頼らざるを得ない部分もあるが、地元業者と連携し、体験型ふるさと納税等も視野に入れた魅力ある返礼品づくりに努められたい。また、納税者の目に留まるようなPRの方法についても研究されたい。

9. その他 特になし。